

平成27年3月12日
株式会社メイツ中国

厚生労働省より「優良派遣事業者」として認定されました

株式会社メイツ中国は平成27年3月12日、厚生労働省より「優良派遣事業者」として認定されました。

●「優良派遣事業者認定制度」とは

法令を遵守しているだけでなく、派遣社員のキャリア形成支援やより良い労働環境の確保、派遣先でのトラブル予防など、派遣社員と派遣先の双方に安心できるサービスを提供できているかどうかについて、一定の基準を満たす人材派遣事業者を厚生労働省から委託を受けた審査認定機関が「優良事業者」として認定する制度です。この制度を通じて優良な人材派遣事業者を育成し、業界全体の質的向上及び労働者と受入企業の適切なマッチングを促進することを目的としています。

(制度の詳細はこちら <http://yuryohaken.info/>)

●認定の概要

認定日：平成27年3月12日

認定番号：1404017(01)

認定有効期限：平成30年3月31日



第一回認定では全国で85社が優良派遣事業者として認定されました。広島県に本社を置く企業では弊社が唯一認定を取得致しました。

弊社では認定取得を受け、総合人材サービス会社としてより一層地域の皆様へ貢献できるよう更なるサービス向上に努めてまいります。

本件に関するお問合せ先

株式会社メイツ中国 広報チーム

TEL:082-242-5404 / Fax:082-242-5455